

神奈川県地球温暖化対策計画の改定骨子案について

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度に全面的に改定することとしており、令和4年12月の第75回環境審議会において、改定の基本的な考え方等について報告したところであるが、このたび骨子案を取りまとめた。

1 現行計画の概要

(1) 計画期間

2016（平成28）年度～2030（令和12）年度までの15年間

(2) 県内の温室効果ガスの削減目標

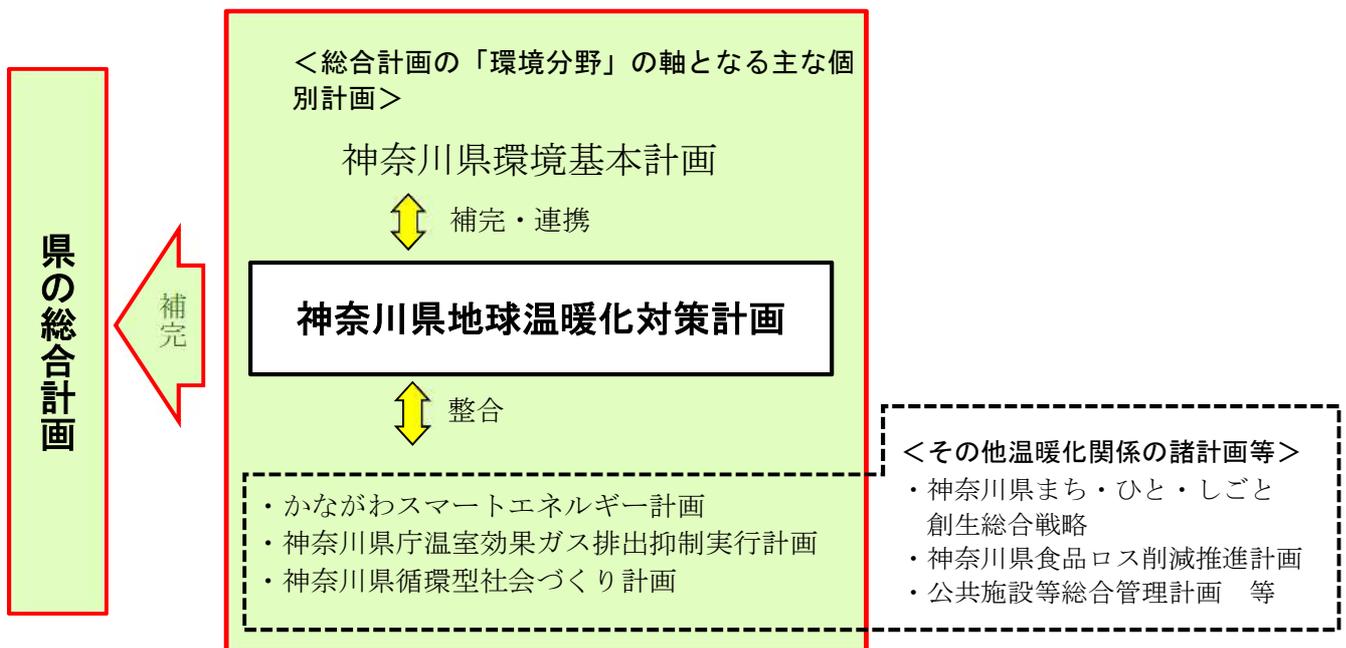
長期目標：2050年脱炭素社会の実現

中期目標：2030（令和12）年の県内の温室効果ガスの総排出量を
2013（平成25）年度比で46%削減（暫定）*

*2023（令和5）年2月に知事が50%削減に引上げを表明

(3) 計画の位置付け

- 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けている。
- 本県における地球温暖化対策を推進する上での基本的な計画であり、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、基本方針、削減目標、緩和策及び適応策の取組等を定めている。
- 本計画は、総合計画における政策分野「環境」の軸となる個別計画の一つとして、総合計画を補完するものであり、環境の保全及び創造に関する施策の長期的な県の目標や基本方向を示す計画である「神奈川県環境基本計画」を補完・連携するとともに、関連分野の諸計画等とも整合を図っている。



2 改定のポイント

- 令和4年3月の計画改定において、暫定としていた中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減）について、新たな中期目標（50%削減）を設定する。
- 基本方針、対策の方向性、部門別の削減目標、再生可能エネルギー設備の導入目標の設定等を行うほか、施策体系や施策の見直しを行う。
- 脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、県民目線で分かりやすく示すため、県のエネルギー施策に関する総合的な計画である「かながわスマートエネルギー計画」と、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制に関する計画である「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」*を本計画に統合する。
* 本計画を温対法に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付ける。
- 本県における気候変動影響への適応に向けた施策等について、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行う。

3 骨子案の概要

(1) 計画期間

本計画の中期目標の年度等を踏まえ、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間とする。

(2) 2050年の目指すべき姿

2050年時点では、人々の生活様式のデジタル化が進むほか、移動や生産プロセスの電化などの新たな技術サービスの活用により、社会の在り方が大きく変化している。こうした中、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指す。

(3) 基本方針

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

(4) 対策の方向性

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止する「緩和策」と、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていく「適応策」について、それぞれの対策の方向性に向けて、相互補完的に取組を推進する。

緩和策	適応策
2030年度の目標達成に向けては、エネルギー起源CO ₂ 排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの利用・導入の拡大に取り組む。	気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特長も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。



(5) 緩和策

ア 県内の温室効果ガス排出量の削減目標

長期目標：2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現

中期目標：2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を
2013（平成25）年度比で50%削減

イ 部門別の温室効果ガスの削減目標

中期目標の達成に向けて、部門別の温室効果ガスの削減目標を設定し、部門ごとの進捗状況を把握しながら取組を推進する。

（排出量単位：万トン-CO₂）

部門	2013年度 （基準年）	2030年度（目標）	
		排出量	削減割合
エネルギー転換部門	940	498	△47%
産業部門	2,413	1,032	△57%
業務部門	1,306	459	△65%
家庭部門	1,254	655	△48%
運輸部門	1,073	820	△24%
廃棄物部門	131	69	△47%
その他ガス*	280	182	△35%
吸収源対策	-	△16	
総排出量	7,398	3,699	△50%

※ その他ガス：メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）

ウ 再生可能エネルギー設備の導入目標

2030（令和12）年度に太陽光発電の導入量200万kW以上（2021（令和3）年度実績：102.7万kW）、再生可能エネルギー全体の導入量としては270万kW以上（2021（令和3）年度実績：170.4万kW）を目指す。

エ 県庁の温室効果ガスの削減目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で70%削減（2021（令和3）年度実績：△7%）することを目指す。

オ 施策体系

本計画の基本方針と対策の方向性を踏まえ、2030年度の中期目標に向けて県が取り組むべき施策体系を、産業・業務といった部門を横断する取組も分かりやすく示せるように、「エネルギーを使う工夫」「エネルギーを創る工夫」「取組を加速させる工夫」の3つの大柱、施策の効果を検証する単位としての中柱、具体的な取組のまとめりとしての小柱に分類して整理した。

大柱	中柱	小柱
エネルギーを使う工夫	省エネルギー対策・電化・スマート化	○事業者の省エネルギー対策等の促進 ○建築物の省エネルギー対策等の促進 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進
	人流・物流のゼロカーボン化	○EV・FCVの導入促進 ○公共交通機関の利用等の促進
エネルギーを創る工夫	再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大	○再生可能エネルギーの導入促進 ○再生可能エネルギー由来電力の利用促進
	水素社会の実現に向けた取組	○水素需要の創出と供給体制整備の促進
取組を加速させる工夫	イノベーションの促進	○研究開発・新技術の実用化の促進 ○熱需要の脱炭素化
	吸収源対策	○グリーンカーボン（森林・農地でのCO ₂ 吸収源対策）の促進 ○ブルーカーボン（海洋でのCO ₂ 吸収源対策）の促進
	循環型社会の推進	○プラスチックの資源循環の推進 ○食品ロス削減に向けた取組
	CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減	○フロン類、メタン、一酸化二窒素の対策
	横断的な取組	○脱炭素教育の推進 ○多様な主体との連携・国際環境協力への貢献 ○脱炭素型のまちづくりの推進 ○DXの推進
	県庁の率先実行	○県有施設の省エネルギー対策の徹底 ○公用車へのEV・FCV等の導入促進 ○県有施設の再生可能エネルギーの活用

カ 施策の実施に関する目標（施策体系・部門、率先実行）

※ 施策の実施に関する進捗を確認するために、施策に関連する目標を設定する。

キ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準

※ 「神奈川県土地利用調整条例」などを参考に、本計画に基準を設定する方向で検討する。

(6) 適応策

ア 改定の考え方

2016（平成28）年度と2021（令和3）年度の改定において位置付けられた施策等について、2016（平成28）年度以降の社会情勢の変化や国等の動向、神奈川県における影響やその対策を勘案した必要な見直しと施策の追加等を行う。

イ 施策体系

分野	主な対策
農林水産業	○農業に関する対策の推進（農産物の高温障害対策） ○林業に関する対策の推進（きのこ類の病害菌対策） ○水産業に関する対策の推進（海水温上昇による磯焼け対策）
水環境・水資源	○水環境に関する対策の推進（海水温上昇による貧酸素水塊対策） ○水資源に関する対策の推進（降雨量の変動による渇水対策）
自然生態系	○生態系における分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策の推進
自然災害	○水防災戦略の推進 （洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に関する災害対策の推進）
健康	○暑熱・熱中症対策の推進
産業・経済活動	○観光産業に関する対策の推進 （観光客の安心安全を踏まえた観光客誘致）
県民生活・都市生活	○水道・交通等のインフラに関する対策の推進 ○災害廃棄物対策の推進
分野横断的な取組	○気候変動に関する情報収集・発信 ○学校等における環境教育の推進

ウ 施策の実施に関する目標

※ 施策の実施に関する進捗を確認するために、施策に関連する目標を設定する。

(7) 進行管理

- 毎年度部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標の達成状況も把握した上で、PDCAサイクルにより、改善すべき施策等を整理する。
- 計画期間の中間年度に当たる2027（令和9）年度において、施策に関する見直しを行う。

(8) 計画の見直し

地球温暖化対策をめぐる動向、社会情勢等の変化や、本計画の進行管理により生じた課題などを踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行う。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年5月 市町村意見照会
環境審議会に諮問し、骨子案を審議
- 6月 県議会へ骨子案を報告
- 7月 環境審議会環境基本計画部会で素案を審議
- 8月 環境審議会です案を審議
- 9月 県議会へ素案を報告
- 10月 県民意見募集、市町村意見照会
- 12月 環境審議会です定案を審議、環境審議会会長から知事に答申
- 令和6年2月 県議会へ改定案を報告
- 3月 計画改定